

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者 林

壽 夫

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ツ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上次ノ
如ク供述致シマス

一、私は林壽夫であります。私は昭和八年八月から昭和十一年九月まで南洋廳長官の職にありました。南洋廳は南洋委任統治領の行政機關でその本廳はパラオにありました。

二、私の在職した當時、南洋群島において何等の軍事的施設がなかつたことを確言いたします。若干の港灣施設や航空施設がありましたか、それらは専ら、南洋群島の経済的、文化的開發を目的としたもので、軍事的目的のものではありませんでした。

三、私は就任と同時に、内地群島間の交通連絡、魚群の發見、難破船の救濟などの目的のために、航空施設の必要なることを思ひついたのであります。そうして私が赴任する直前當時の海軍大臣大角岑生大將に飛行場の建設について話したことがあります。ところが大角大將は「それは國際聯盟關係で問題になる虞があるから、暫く見合せたらどうか」と答へられた。しかし、自分としては、南洋開發上是非必要であると信じてゐたし、且つ何等軍事施設ではないのであるから、これを斷行する決意をしたのであります。

南洋廳は、水上飛行場をまづバラオに次に、サイバンに建設しました。漸次他の諸島にも建設する計画でありました。はじめ、水上飛行機は僅かに二機で、しかも海軍から借りたものでありましたが、南洋廳は試験的にその運営にあつてゐたのであります。陸上飛行場は昭和九年サイバンに工事を始めましたが、私の在任中完成いたしませんでした。

四、私の南洋開發の意圖は、南洋廳の豫算が少かつたので容易に實現の見込がつかせませんでした。そこで私は南洋群島開發十ヶ年計劃を立てて、その目的を達しようとしたのであります。

この計劃は南洋群島開發調査委員會の答申に基き内閣の決定を経て實行に移されたのであります。それは、南洋開發に關して廣汎な計劃を立てたものでありましたが、その中には次のやうな條項を含んでゐたのであります。

- (1) 農林業、鑛業、水産業、の開發を助長すること。
- (2) 交通機關を整備すること、特に内地南洋群島間及び、南洋群島より

外南洋を経て濠洲に至る航路を開設すること、サイバン、バラオ、ボナベ、テニアン、ロタ、ヤツブ、その他の港灣を構築改修すること、群島内及び内地群島間の航空路を開設すること。

(3) 教育制度を改善し、土民に對して、現地の生活に即した教育を普及徹底せしめること。

五、私の在職中、南洋群島に外人旅客の來るのを禁止し、又は制限するやうな處置をとつたことはありません。オも日本郵船株式會社から、同會社ではなるべく外人旅客を引受けないうやうにしてゐるといふ話をきいたことはありません。それは、適當な食事その他の供給の困難、旅館設備の缺乏等の理由によるものであることでありました。南洋島としては同社に對して外人旅客引受の拒絶を指令したことはなく、又外務省又は海軍省からそのやうな要求を受けたことはありません。私の在島中、外人旅客が來て當時バラオに在住した私を尋ねた例も數多く記憶してをります。

Def. Doc. 1742

昭和二十二年（一九四七年）五月廿八日 於

供述者 林

壽 夫

右ハ當方ハ人ノ頭前ニテ宣誓シ且ツ署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於

立會人 小野 清一郎

4

Def. Dec. 17-5

宣

誓

書

フ 良心ニ従ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ黙秘セズ又何事ヲモ附加セザルコトヲ誓

署名捺印

林

壽

夫

5